

随意契約（相手方指定）調書

件名	旧尾竹橋清掃作業所撤去影響検討業務委託	No.5100087
工（納）期	令和 8年 3月31日	
契約締結日	令和 7年 6月26日	
契約金額	13,404,600円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社千代田コンサルタント (法人番号：5011501013443)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	旧尾竹橋清掃作業所撤去影響検討業務委託
指名業者(案)	名称 株式会社千代田コンサルタント 所在地 東京都千代田区神田須田町二丁目6番地 代表者 首都圏営業部長 青木 浩
特命理由	<p>本件は、旧尾竹橋清掃作業所内のホッパー棟基礎杭(鉄筋コンクリート杭)の撤去にあたり、河川護岸への影響を詳細に解析する調査(FEM解析)や撤去工法の検討等を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は令和6年度に旧尾竹橋清掃施設撤去設計業務委託を受託しており、本件業務においては、これまでの設計成果を基に進めるため、設計対象地の状況や課題等を熟知しているとともに、都の協議にも同行しているため、協議内容や都が求める事項等を把握している上記業者に委託することで、効率的に履行することができる。</p> <p>② また、令和6年度の「旧尾竹橋清掃施設撤去設計業務委託」において区の指示に対し、的確に対応するとともに、要求した事項に対し積極的な提案がなされるなど、真摯に業務を遂行しており、その履行評価は「優良」であった。</p> <p>さらに、東京都発注業務をはじめ、数多くの自治体や企業からFEM解析を含む設計業務を多数受託しており、豊富な経験と実績を有していることから、確実な業務の履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)